

「地下占用物連絡会議」の設置について

1. 会議の位置づけ

道路メンテナンス会議の下部組織として設置

(事務局：各都道府県の道路メンテナンス会議とりまとめ国道事務所)

2. 対象施設

全ての高速道路、直轄国道、公社道路及び補助国道、都道府県道、市町村道に関係する道路地下の鉄道施設、通信関係施設、電力関係施設、ガス関係施設、上下水道施設、その他必要と認める施設

3. メンバー

上記「対象施設」の占有者及び関係する道路管理者

4. 調整・共有内容

- ・ 占有者による当年度の点検計画・前年度の点検結果
- ・ 道路管理者による路面下空洞調査結果
- ・ 前年度の道路陥没実績、陥没箇所の措置事例
- ・ その他、道路陥没対策に寄与する情報等

5. 開催頻度

年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催

道路メンテナンス会議の組織体（今後の体制案）

- 道路管理者と地下占用事業者が、相互の点検計画や点検結果を共有するほか、道路陥没を防ぐ取組の状況共有などを行う場を、道路メンテナンス会議の下部組織として設置。

道路と交差等※ する施設 道路管理者 (道路法)	道路(道路法)				その他					
	高速会社 管理道路	直轄 管理道路	公社 管理道路	都道府県・ 市町村 管理道路	鉄道	跨道橋 (鉄道除く)	地下 占用物			
高速会社	<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; text-align: center;"> <p>道路メンテナンス会議 【都道府県単位で設置済み】</p> <p>＜事務局＞ 国道事務所</p> </div>				<p>道路鉄道 連絡会議 【メンテ会議の 下部組織】</p> <p>＜事務局＞ 国道事務所</p> 	<p>跨道橋 連絡会議 【メンテ会議の 下部組織】</p> <p>＜事務局＞ 国道事務所</p> 	<p>地下占用物 連絡会議 【メンテ会議の 下部組織】</p> <p>＜事務局＞ 国道事務所</p>			
直轄										
公社										
都道府県 市区町村										

※ 交差の他、縦断的に重なる施設を含む

地下占用物連絡会議の調整内容(案)

【調整・共有内容】

- 道路地下占用事業者による当年度の点検計画・前年度の点検結果
- 道路管理者による路面下空洞調査結果
- 前年度の道路陥没実績、陥没箇所の措置事例
- その他、道路陥没対策に寄与する情報



【情報共有を踏まえた対応(例)】

- 道路地下占用事業者の点検により管路の腐食や漏水を確認



- 道路管理者による路面下空洞調査結果との比較



- 空洞も確認された場合は、必要な措置を道路地下占用事業者と調整

- 路面下空洞調査により道路地下占用物付近に空洞を確認



- 道路地下占用事業者による管路の点検結果との比較



- 管路の腐食等を確認した場合は、必要な措置を道路地下占用事業者と調整

- 前年度に発生した陥没箇所のうち、陥没要因不明箇所



- 道路地下占用事業者による管路の点検結果との比較、又は早期点検実施等について道路地下占用事業者と調整

(参考)道路メンテナンス会議

- 関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、「道路メンテナンス会議」を設置。

※平成26年7月7日までに全都道府県で設置

体制

- ・地方整備局(直轄事務所)
- ・地方公共団体(都道府県、市町村)
- ・高速道路会社(NEXCO・首都高速・阪神高速・本四高速)
- ・道路公社

役割

1. 維持管理等に関する情報共有
 2. 点検、修繕等の状況把握及び対策の推進
 3. 点検業務の発注支援(地域一括発注等)
 4. 技術的な相談対応
- 等



会議状況

(令和5年11月29日 鹿児島県道路メンテナンス会議)